

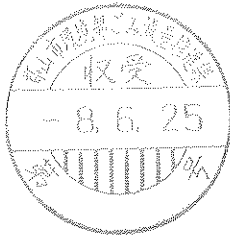
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2026年6月23日

郡山市長 殿



提出者

住 所 郡山市西ノ内2丁目6番18号

氏 名 一般財団法人 太田綜合病院

理事長 太田 善雄

電話番号 024-925-0088

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	一般財団法人 太田綜合病院 附属 太田西ノ内病院
--------	--------------------------

事業場の所在地	郡山市西ノ内2丁目5番20号
---------	----------------

計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
------	----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
---------	-----

② 事業の規模	病床数 945床
---------	----------

③ 従業員数	1,481名
--------	--------

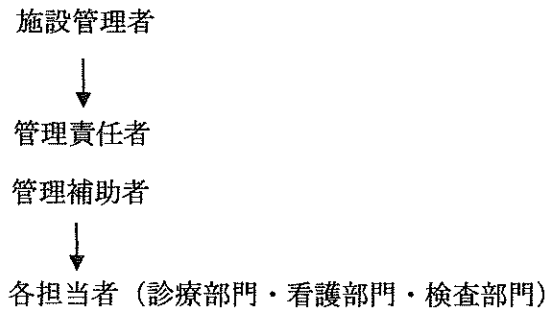
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・診療部門→指定の容器→指定の廃棄物保管場所 ・看護部門→指定の容器→指定の廃棄物保管場所 ・検査部門→指定の容器→指定の廃棄物保管場所 収集・運搬業者→処分業者にて焼却後埋立
----------------------	--

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	排 出 量	162.840 t	0.890 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物管理規程を作成し、担当者への廃棄物分別の周知徹底を図った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	排 出 量	177.100 t	1.010 t
	(今後実施する予定の取組) 患者数の増加等に伴い感染性廃棄物の量も増加すると予想されるが少しでも減少できるように努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物－廃棄物分別のマニュアルに沿って各々指定の容器にて分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別する種類は現状と変更なし。 研修会等で各担当者にさらなる分別の徹底を図る。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	全 処 理 委 託 量	162.840 t	0.890 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	162.840 t	0.890 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	排出事業者の責任において、収集運搬・処分業者に安全な状態で依頼する。		

(第5面)

(第 5 面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	キシレン
	全 処 理 委 託 量	177.100 t	1.010 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	177.100 t	1.010 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	引き続き特別管理産業廃棄物の分別と感染防止対策の強化に取り組む。		
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2025 年度) 実績】	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		163.730 t	
(今後実施する予定の取組等)			
収集運搬・処分業者と連携をとり、電子マニフェストの照会業務の 確認を怠らないようにする。			
※事務処理欄			